

江東区の中国残留邦人地域生活支援事業について ～交流センターを中心とした生活支援～

1. 江東区について

東京都の東部

区の西側地区 深川 保護第一課 支援給付担当 1、支援相談員 1
東側地区 城東 保護第二課 支援給付担当 1、支援相談員 1

2. 対象者

①支援給付受給者 (H25.3月末現在) ※1世とその配偶者

154世帯 238人

(一課 100世帯156人、二課 54世帯82人)

②対象となる2世、3世の実数は把握できていない。今年度中に支援給付受給世帯にアンケートを取り、その中で可能な限り2世、3世の実態把握をする予定。

3. 実施場所

- ・江東区中国残留邦人地域交流センター（旧東砂出張所サービスセンターを活用）
2階建、1階事務室、談話室（フリースペース）、2階事業スペース（元会議室）
- ・その他区内区民館
(深川地区在住者向けに日本語教室を開催。区民館は公共利用で使用料免除)

4. 実施事業の概要

①相談業務の実施

交流センターに配置した非常勤職員による日常生活上の相談業務の実施。

②自立支援通訳員派遣事業

官公庁等公共機関での手続きや、病院への通院の際に同行する自立支援通訳員を派遣。通訳員は自宅待機で、利用者から通訳の依頼があった時は交流センター職員の調整により派遣される。

③日本語教室の開催

実力に応じてクラス分けした複数の日本語教室を実施。25年度は初級、中級、会話。

④交流事業

月1回の交流会、年1回の交流行事（新年会）、卓球クラブ、太極拳教室を開催。その他、故事教室、ダンス教室を持ち込み企画をもとに実施。

⑤地域行事への参加

こうとう区民まつり参加。パネル展示、中国茶飲み比べ、太極拳・秧歌披露

⑥社会見学

3月に神奈川県の三溪園見学・津久井浜農業公園でいちご狩り。参加43人。

5. 交流センター開設時間

月曜日から金曜日 10時から16時（職員の勤務時間は9時から17時）

交流センターの週間事業予定

	月	火	水	木	金
午前	卓球クラブ		自主企画（中高年健康ダンス）	自主企画（故事教室・隔週開催）	卓球クラブ
午後	交流会（月一回）	太極拳教室	日本語教室初級（交流センター）	日本語教室中級（交流センター） 日本語教室会話（区民館）	日本語教室初級（区民館）

6. 交流センター事業の沿革

平成20年4月 1日 中国残留邦人生活支援給付 開始

地域生活支援事業は20年度秋から事業開始を目指し準備。社会福祉法人に委託し、10月から区民館を借りて週1回生活・就労・健康相談等事業を行う。

平成21年4月 1日 江東区中国残留邦人地域交流センター開設。社会福祉法人に委託し、交流センター運営開始。区民館で行っていた事業を交流センターで行うようになる。

平成23年3月11日 東日本大震災 これ以降5月初めまで、交流事業等を中止する。

平成23年4月 1日 社会福祉法人の委託を3月で終了し、非常勤職員を配置。

7. 24年度利用実績

- ・日本語教室 3クラス 129回
- ・自立支援通訳派遣 262件
- ・交流会 12回（月1回、1月は新年会）
- ・来所相談 120件
- ・電話相談 197件

平成25年3月28日

中国残留邦人等の皆様へ

1. 次回の交流会

場所 江東区中国残留邦人地域交流センター 2階
時間 4月22日(月) 午後2時～3時30分
5月からの交流会で何をするか相談します。
皆様の参加をお待ちしています。

2. 故事会

4月の中国故事を物語る会は以下のとおりです。
日時 4月 4日(木) 午前10時～11時45分
18日(木) 午前10時～11時45分
場所 江東区中国残留邦人地域交流センター 2階
講師 ○○ ○○氏
あらかじめ地域交流センターに、電話などで参加希望の連絡をされたうえで、ご来場ください。

3. 中高年健康ダンス

4月の中高年健康ダンスは以下の予定で行います。
日曜日 3日、10日、24日の各水曜日です。
時間 午前10時～11時50分
場所 江東区中国残留邦人地域交流センター 2階
講師 △△ △△氏
あらかじめ地域交流センターに、電話などで参加希望の連絡をされたうえで、ご来場ください。

4. 都営住宅の収入認定通知書兼使用料決定通知書について

2月下旬にJJKK(住宅供給公社)から、都営住宅にお住いの方に、25年4月以降の住宅使用料の決定通知が届いています。支援給付の決定に必要ですので、保護第一課または保護第二課の担当まで、お持ちください。

お問い合わせ先

江東区中国残留邦人地域交流センター
〒136-0074 江東区東砂2-3-6
電話：03-5632-1310

平成 25 年 3 月 28 日

致各位中国残留邦人等

1. 下次的交流会

地 点 江东区中国残留邦人地域交流中心 二楼
时 间 4月 22 日 (星期一) 下午 2 点～3 点 30 分
商谈从 5 月开始，交流会中所要做的事情。
期待各位的与会光临。

2. 故事会

四月的中国故事会的时间如下：

日 期 4月 4 日 (星期四) 上午 10 点～11 点 45 分
18 日 (星期四) 上午 10 点～11 点 45 分
地 点 江东区中国残留邦人地域交流中心 二楼
讲 师 先生

请事先打电话与交流中心联络之后到场参加。

3. 中老年健康舞蹈

四月的中老年健康舞蹈预定如下

日 期 3 日, 10 日, 24 日的各星期三
时 间 上午 10 点～11 点 50 分
地 点 江东区中国残留邦人地域交流中心 二楼
讲 师 女士

请事先打电话与交流中心联络之后到场参加。

4. 关于都营住宅收入认定通知书兼使用费决定通知书

在二月下旬时，JKK（住宅供给公社）已将 25 年 4 月以后的住宅使用费的决定通知书，邮寄给居住于都营住宅的各位。这是决定支援补贴所需要的资料，请将通知书递交到保护第一课或保护第二课的担当主管处。

询问处

江东区中国残留邦人地域交流中心

〒136-0074 江東区東砂2-3-6

電話：03-5632-1310

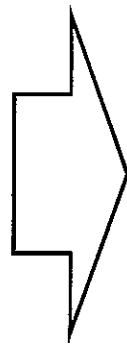
中國残留邦人等を対象として 行政施策説明会について

札幌市における地域生活支援事業の取組

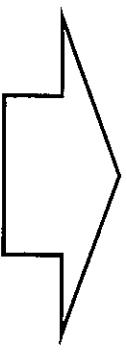
札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課

実施に至る経緯

- ▶ 支援給付など行政の各種制度が複雑でわかりづらい
- ▶ 通知等の文書だけではわかりづらい
- ▶ 日頃から不安や疑問を抱えているが相談する機会が少ない



直接、市の担当者からの話が聞ける場を要望する声



「行政施策説明会」を実施（平成22年度～）

説明会の概要①

- 参加者
 - 中国・樺太からの帰国者並びに2世・3世世帯
 - 保健福祉局総務課職員
 - (生活支援給付、地域生活支援事業担当者等)
 - 通訳(中国帰国者生活相談室職員、自立支援通訳)
- 会場は、東区・厚別区・手稲区の区民センター

説明会の概要②

- 説明内容
 - 一世世帯との同居について
 - 支援給付制度について
 - 支援給付の基準額、葬儀費用、介護保険料の代理納付等について
 - 介護サービスを利用するまでの流れ、受けられるサービスの種類
- 経費【平成25年度予算：9千円（ただし通訳謝礼除く）】
 - 会場借上料、通訳謝礼、説明会資料作成費（需用費）

説明会開催事務スケジュール (平成24年1月)

► 日程決定（平成25年1月28日～2月13日）

► 区民センターの会場確保

► 通訳の日程確保

► 説明内容の概要決定

説明会開催事務スケジュール (平成24年12月)

- ▶ 説明会開催起案、決裁
- ▶ 支援給付受給世帯、中国帰国者生活支援相談室等に案内送付
- ▶ 説明内容原稿、配布資料を作成・決定し翻訳を依頼（12/25）
　　中国語翻訳⇒中国帰国者生活支援相談室
　　ロシア語翻訳⇒北海道帰国者支援・交流センター

説明会開催事務スケジュール (平成25年1月～2月)

- ▶ 説明原稿を通訳に送付（1/21）
- ▶ 説明資料の印刷（100部）、会場設営準備（看板等の作成）
- ▶ 説明会場の設営、説明会実施

平成24年度中国・樺太からの 帰国者等向け行政施策説明会次第

- 1 はじめに
- 2 支援策の概要
- 3 支援給付制度について
 - (1) 支援給付の基準額について
 - (2) 介護保険料について
 - (3) 葬儀費用について
- 4 介護保険制度について
 - (1) 介護サービスを利用するまでの流れ
 - (2) 受けられるサービスの種類
- 5 質疑応答

説明会の配布資料① (支援給付)

最低生活費(支援給付の基準額)について

最低生活費は、健康で文化的な生活を送るために、**最低限必要な生活費の金額**のことです。厚生労働省が金額を決定しており、支援給付も生活保護も、この**最低生活費**に基づいて計算されています。

最低生活費		
1類 (食費、洋服代など)	2類 (電気代・水道代など)	住宅支援給付 (家賃)

■1類の金額

年齢	金額
41～59	36,460 円
60～69	34,480 円
70～	31,120 円

家族一人ごとに計算するもので、年齢によって金額が変わります。
例 65歳一人暮らし …34,480 円
70歳夫と67歳妻…31,120 円 +34,480 円
=65,600 円

■2類の金額

世帯の 人数	基準額	冬季加算	金額
1人	41,480 円	23,250 円	41,480 円
2人	45,910 円	30,110 円	45,910 円

家族の人数によって金額が変わります。
また、11月から3月にかけて、「冬季加算」が上乗せされます。

■住宅支援給付

世帯の 人数	上限額	最高額
1人	~36,000 円	~36,000 円
2人～6人	~46,000 円	~46,000 円

対応する家庭人数の最高房租限額以内、
支給額と同額が支給されます。

关于最低生活費(支援給付金の基準額) :

最低生活費是为了维持健康的文化生活所必须的最低限度的必要生活费用。
这个最低生活费的金额是由厚生劳动省决定的，所以支援给付金或生活保护费都是按照这个最低生活费为基准而计算的。

最低生活費		
1类 (衣食等費用)	2类 (水电燃气等費用)	住宅支援給付 (房租)

■1类の金額	
年齢	金額
41～59	36,460 円
60～69	34,480 円
70～	31,120 円

■2类の金額	
家庭 人数	金額
1人	41,480 円
2人	45,910 円

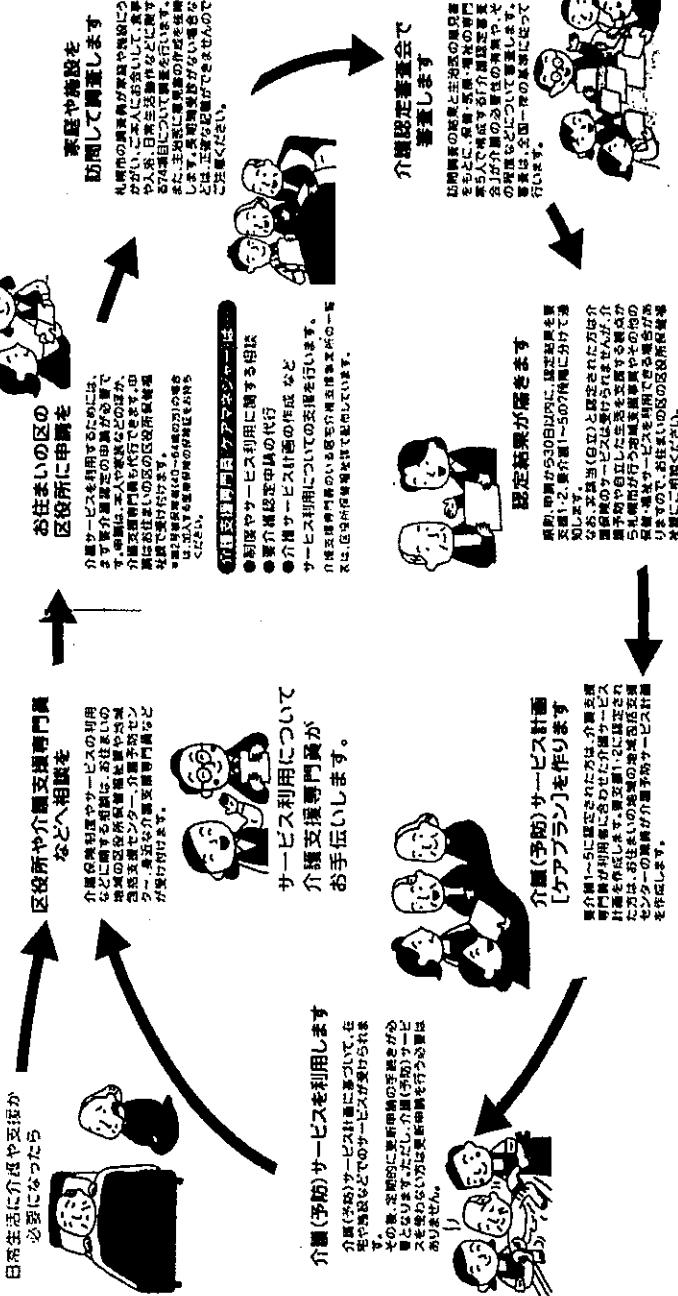
按年龄每个人分别计算，因为年龄的不同，其基准额有变化。
例如
65岁的独居者…34,480 日元
70岁丈夫和67岁妻子…31,120 日元 +34,480 日元
=65,600 日元

日本語版

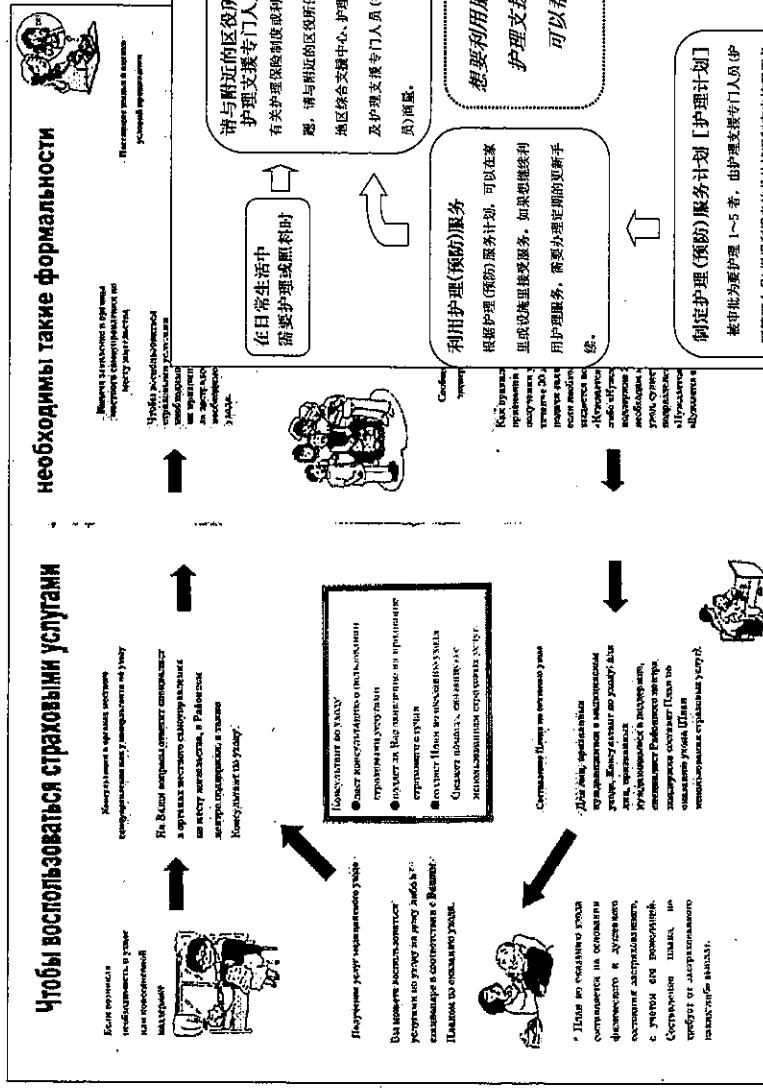
中国語版

説明会の配布資料②—1(介護サービス)

サービスを利用するためには、手続きが必要です。



説明会の配布資料②—2(介護サービス)



□シア語版

制定护理(预防)服务计划【护理计划】

原则上，自申请后 30 天以内，通知判断结果。通知分为基础护理 1~2、要护理 1~5 的 7 种级别。如果被护理者不符合条件者(他自理)，就不能接受护理服务。但是也有可能是受礼遇的政府举办的地区支援事业或其他保健·福利的服务。所以请与所居住的区役所保健福祉课咨询商量。

护理市北会

“护理市北会”是根据访问调查的结果及主治医生的意见书，就是否需要护理以及其程度进行判定的。该会在按照全国同一标准进行审批。

利用服务时，需要办理手续

询问所居住区的区役所提出申请
利用护理服务时，首先需要申请需要护理资格书。申请时，除了本人和家庭以外，护理支援专门人员(护理管理人员)也可以代替申请。申请人由您所居住区的区役所保健福祉课受理。

该属于第 2 号优待者(60~64 岁的情况下，健康地工作或治疗疾病的除外)。

访问家庭或设施，进行调查
并填写表格，以调查您的身份
访问家庭或设施，直接与本人见面，
对用餐、洗澡、日常生活中的动作
等 74 个项目进行调查并征求主治医
生的意见。如见长时间没有办法检查，
就没有确切地记载、请注意。

通知市北结果

原则上，自申请后 30 天以内，通知判断结果。通知分为基础护理 1~2、要护理 1~5 的 7 种级别。

如果被护理者不符合条件者(他自理)，就不能接受护理服务。但是也有可能是受礼遇的政府举办的地区支援事业或其他保健·福利的服务。所以请与所居住的区役所保健福祉课咨询商量。

利用护理(预防)服务时，
护理支援专门人员(护理管理人员)
可以帮您！

中国語版

□シア語版

説明会の開催の効果及び課題

- 効果

残留邦人等が日頃から抱えている問題の解決の一助になつている
市として残留邦人等の生活上の課題を把握できる
⇒今年度（平成25年度）は、7月に給付水準見直しで開催予定
- 課題

参加者の固定化
テーマ設定

平成24年度中国残留邦人等高齢帰国者向け日本語教室事業の概要

平成25年5月20日
秋田県

1 日本語教室

【開催日時】 毎月第1、第2、第3火曜日 9:30～11:30

【開催場所】 秋田市内「茶苑」

【参加延べ人数】 453人 1回当たり12.6人

(うち中国残留邦人、配偶者 382人 1回当たり10.6人)

【学習内容】 病院受診時の会話、日常会話等

【特 色】



「茶苑」

事業の委託先団体「J C F サークル同路人」会員が、中国帰国者が集える場として借りている。

現在は、おもに日本語教室の会場として使用しているが、将来は中国帰国者用のディサービスやショートステイも行いたいとしている。



授業の様子

雑談も織り交ぜながら、和気あいあいとした雰囲気で授業は進む。

参加者には、「公共施設での授業と違って気兼ねなく大きな声で話せる」「時間に縛られない」と好評。



食事

授業終了後は、参加者全員で昼食をとりながら会話を楽しむ。

このあと、トランプや麻雀等で時を過ごす。

こうした憩いの時間が、高齢帰国者にとって大きな楽しみとなっている。

2 交流会

【特　　色】

- 高齢帰国者の要望を取り入れつつ、日本での生活習慣や文化を学べる内容としている。
- 料理、手芸、工作、旅行の企画などそれぞれ得意分野を持つスタッフがおり、様々な体験ができる。

【実施状況】

単位：人

実施月日	内　　容	参加人数 () 内中国 残留邦人、 配偶者
4月 29日 (日)	《料理教室と裂き織り》 古着を利用して裂き織りを作成。サンドイッチを作る。	18 (14)
5月 26日 (土)	《パソコン学習と料理教室》 インターネット利用法の学習。焼きそばとサラダを作る。	16 (14)
6月 24日 (日)	《移動交流会（鳥海山）》 獅子ヶ鼻湿原散策。入浴体験。	20 (16)
9月 30日 (日)	《「遊学舎まつり」参加》 「遊学舎まつり」に出展し、地域の方々と交流。 注)「遊学舎」：秋田県が設置したNPO活動の拠点。NPO等団体への貸事務所のほか、会議室、研修室等の貸出を行っている。 交流会のおもな会場として利用している。	24 (14)
11月 3日 (土)	《田沢湖周辺の散策》 田沢湖散策。入浴体験。	20 (15)
12月 9日 (日)	《クリスマスリースづくり》	19 (15)
12月 23日 (日)	《着物の着付け教室》 浴衣の着付け方法を学ぶ。	21 (15)
1月 20日 (日)	《裂き織り、パソコン勉強会》 4月に織った織物を使って作品作り。パソコン学習。	19 (14)
2月 16日 (土)	《大仙市太田町紙風船あげ参加》 小正月行事「紙風船あげ」に参加。	22 (13)
2月 17日 (日)	《「国際ディフェスティバル in 大仙」参加》 大仙市国際交流協会主催の「国際ディフェスティバル in 大仙」に出展し、地域の方々と交流。	19 (13)
3月 13日 (水)	《防災講習会》 消防署講師による防災講習。	8 (7)
3月 20日 (水)	《中国映画上映会》 中国映画鑑賞と参加者との交流会。	27 (17)

高齢帰国者向け日本語教室事業

(地域で実施する日本語交流事業、日本語教室の開催に必要な経費の支援)

【秋田県作成】

【事業概要】

- 高齢の帰国者が気軽に参加できる日本語教室の開催
- 日本の生活習慣や文化を学ぶ交流会の開催

【支援対象者】

中国残留邦人、配偶者、家族

【事業委託先】

JCFサークル同路人(トシルーレン)

(日本と中国の友好交流を目的として活動している任意団体)

【事業内容】

1 日本語教室

・実施回数 36回／年

・個々のペースやニーズに応じた学習内容とし、楽しみながら参加できる内容としている。

2 交流会

・実施回数 12回／年

・日本の生活習慣、文化を学べる内容としている。

(日本料理教室、伝統工芸体験、地域イベントへの参加等)

【事業成果】

高齢の中国帰国者にとって、日本語教室や交流会での帰国者同士や支援者との集いが大きな楽しみとなっている。

【事業実績(平成24年度)】

1回当たりの参加者数

・日本語教室 平均13名

・交流会 平均21名

秋田市及びその周辺市町在住の方を中心とした中国帰国者とその家族が参加している。

【所要経費】

平成24年度 1,255千円
(講師謝礼、帰国者旅費、教材費、会場使用料、等)

地域で実施する日本語交流事業

【神奈川県作成】

【事業概要】

永住帰国した中国残留邦人等及びその親族に対し、日本語指導の一環として、地域の交流、帰國者同士の交流を図ることにより、帰国者の社会参加の一助とするために実施。



【支援対象者数】 158人

【事業委託先】

・神奈川中国帰国者定住サポートの会

【事業内容】

・観桜会、城ヶ島見学、日本の礼法、盆踊り練習会、東京見学、老人ホーム訪問2回、伊東方面バス旅行、日本語発表会

【特徴】

・継続的な日本語教育を行ううえで、帰国者が楽しんで参加できる交流事業を開催することにより、地域社会との交流を深め、引きこもりを防止する。

【その他】

○利用者からの声

・地域社会において、支援される側から支援する側へと考え方が変わってきた。
○担当者からの声
・帰国者の自発的な意見に応え、地域社会とのつながりをスムーズにおこなえるようサポートしていきたい。

【事業成果】
・きっかけづくりをすることで、帰国者からより発展した意見・アイデアが出るようになった。

【事業実績】(延べ人数)

・講師員 41人、相談員 25人
・参加者数 348人
・実施(派遣)回数 9回

【所要経費】 443,700円(報償費)、1,331,200円(他、消耗品費など)